

木造住宅耐震診断補助手続きの流れ

事前相談

住宅の耐震に関する相談
耐震診断の補助制度に関する相談
建築士事務所登録名簿の閲覧等

約1ヶ月間

補助金の申請

事前協議で補助対象であることを確認後、必要書類を添付し、補助金等交付申請書等を提出して下さい。

提出書類 ① 補助金等交付申請書
② 対象建物概要表
③ 耐震診断に要する費用を明らかにするもの
④ ②の内容を証明するもの

約1週間

耐震診断開始

申請内容に不備がなければ、市から補助金等交付決定を通知します。その後、耐震診断を開始して下さい。

耐震診断終了

必要書類を添付し、補助金等実績報告書等を提出して下さい。

提出書類 ① 補助金等実績報告書
② 耐震診断技術者が策定した耐震診断報告書
③ 耐震診断費用の支払状況がわかるもの

約1週間

補助金の請求

実績内容に不備がなければ、市から補助金等交付額確定を通知します。その後、請求書を提出して下さい。

約2週間

補助金の受取

請求書に記載された金融機関の口座に振り込まれます。

【 問合せ先 】

恵庭市企画振興部まちづくり推進課

電話 0123-33-3131(内線 2532)